

平成18年度税制改正速報!

はじめに

平成 17 年 12 月 15 日、与党から平成 18 年度税制改正大綱が発表されました。所得税・個人住民税の定率減税廃止や登録免許税・不動産取得税の軽減措置の見直しなど、昨年に引続き増税の傾向にあります。地震保険料控除の新設などいくつかの減税項目もあるので、注意が必要です。

*平成 18 年度税制改正の全体像につきましては、来年早々に臨時版でお伝えします。

1 所得税、住民税

地震保険料控除（平成 19 年分以後の所得税について適用）

地震保険（居住用家屋や生活用動産について、地震等を原因とする火災等による損害に基因して保険金や共済金が支払われる地震保険契約）の保険料又は掛金については、5 万円を限度としてその全額をその年分の所得から控除することができます。

（注） 現行の損害保険料控除（長期）と併用する場合にはあわせて最高 5 万円が限度になります。

税率構造（平成 19 年分以後の所得税・個人住民税について適用）

所得税と住民税の税率が下記の表のように変更されますが、所得税と住民税を合わせた税負担については、現行と変わらないような措置が図られる予定です。

< 所得税 >

現行（4 段階）		改正案（6 段階）	
課税所得	税率	課税所得	税率
330 万円以下の金額	10%	195 万円以下の金額	5%
900 万円以下の金額	20%	330 万円以下の金額	10%
1,800 万円以下の金額	30%	695 万円以下の金額	20%
1,800 万円超の金額	37%	900 万円以下の金額	23%
		1,800 万円以下の金額	33%
		1,800 万円超の金額	40%

< 住民税 >

現行（3 段階）		改正案
課税所得	税率	
200 万円以下の金額	5%	一律 10%
700 万円以下の金額	10%	
700 万円超の金額	13%	

定率減税

平成 17 年度の税制改正で示されていた通り、平成 19 年以降廃止される予定です。

2 相続税

住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例・・・2 年間延長

物納制度について、手続の明確化・迅速化等の観点から見直しが図られます。

3 その他

登録免許税	H18.3.31 までの所有権移転 税率：売買、交換、贈与 1%、 相続 0.2% など	H18.4.1 以降の所有権移転 税率：売買、交換、贈与 2%、相続 0.4% など *ただし、H20.3.31 までの売買による土地の 所有権移転登記については、1%（本則 2%）
	* 売買による土地の所有権移転登記以外の登記については、特例が廃止され、登録免許税が倍になります。非課税枠を利用した計画的な贈与等の場合には、3月31日までに登記をした方がお得です。	
不動産取得税	H18.3.31 までの取得 税率：原則 4% を 3% に引き下げ 宅地及び宅地比準土地に係る不動産取得 税の課税標準を 1/2 に軽減	H18.4.1 以降の取得 土地・建物（住宅）H21.3.31 まで税率 3% 建物（店舗・事務所）H20.3.31 まで 3.5% 2 年間延長（H21.3.31 まで）
長者番付の公示廃止 （所得税等）	納付所得税額が 1,000 万円を超える納税者 の住所・氏名を毎年 5 月 16 日～31 日まで 公示	公示廃止（個人情報保護の観点から） * H18.4.1 以後に公示する場合について適用

今年一年ワンポイント情報をご覧いただきありがとうございました。それではよいお年を！

名南税理士法人

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮二丁目 6 番 7 号

http://www.meinan.net/